

豊橋市週休2日工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（主に土木工事）における週休2日制を推進し、建設業における労働環境の改善に向けた意識向上を図ることを目的として、市が施行する週休2日工事について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間内において、土曜日、日曜日を基本の休工対象日とすることをいう。ただし、天候、地元調整等により休日に作業を行い、作業日の前後6日以内に振替休工を取得した場合は休工と認める。
- (2) 対象期間 現場施工に着手した日（準備期間は含まない。）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない。）までをいう。ただし、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作（工場修繕）のみの期間、工事事務等による不稼働期間、天災に対する突発的な対応期間、その他受注者の責めに帰さない理由により休工又は現場作業をする期間は除く。
- (3) 休工 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

(対象工事)

第3条 工事の対象は、全ての工事とする。ただし次の各号に掲げる工事については対象外とする。

- (1) 緊急を要する工事
- (2) 工程が現場条件に大きく制限される工事
- (3) 実工期の内、現地での作業が5日以内で終了する工事

(実施方法)

第4条 発注者は、入札公告及び特記仕様書に「豊橋市週休2日工事实施要領」に基づく工事である旨を明示するものとする。

- 2 受注者は、施工計画書に休日取得計画書（様式1）を添付し、監督員に提出するものとする。
- 3 受注者は、休日の取得状況を記入した様式1に工事打合簿を添付し、毎月5日までに監督員に提出するものとする。この場合において、受注者は、工事記録等の休日の取得状況が確認できる書類を監督員に提示しなければならない。
- 4 週休2日の確保を理由とする工期の変更は認めない。

(工事成績評定)

第5条 発注者は、対象期間内の実施状況を確認し、対象期間内の休工率が28.5% (4週8休) 未満となった場合には、工事成績評定の「7 法令遵守 8. その他」において1点減点評価するものとする。

(工事費の積算)

第6条 発注者は、当初設計時に次項により補正係数を乗じ積算を行う。対象期間内の工事の実施状況を確認し、対象期間内の休工率が28.5% (4週8休) に満たない場合には、補正分を減額し変更契約を行うものとする。

2 それぞれの経費に次にあげる補正係数を乗じるものとする。また、現場作業を伴わない工場製作 (工場修繕) に係る費用については、補正の対象としないものとする。

- ・ 労務費 1.04
- ・ 機械経費 (賃料) 1.02
- ・ 共通仮設費率 1.03
- ・ 現場管理費率 1.05
- ・ 市場単価 補正対象及び補正係数は別紙1による
- ・ 土木工事標準単価 補正対象及び補正係数は別紙2による
- ・ 下水道設計用標準歩掛における市場単価 補正対象及び補正係数は別紙3による

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月20日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日前の公告等により契約を締結した工事については、なお従前の例による。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名 称	区分	補正係数
鉄筋工		1.04
ガス圧接工		1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹	1.04
	剪定	1.04
公園植栽工		1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.01
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名 称	区分	補正係数
区画線工		1.04
高視認性区画線工		1.04
橋梁塗装工		1.03
構造物とりこわし工	機械	1.03
	人力	1.04
コンクリートブロック積工		1.04
排水構造物工		1.04
鋼製排水溝設置工		1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
表面含浸工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
防草シート設置工		1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.04
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.04
機械式継手工		1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発 目地設置工		1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04
支承金属溶射工		1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.03

下水道用設計標準歩掛における市場単価

名称	規格・仕様	補正係数
硬質塩化ビニル管設置工		1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.02
砂基礎工	人力施工	1.04
砂基礎工	機械施工	1.04
砕石基礎工	人力施工	1.04
砕石基礎工	機械施工	1.04
組立マンホール設置工		1.03
小型マンホール工		1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.02